

下関市津波避難計画

令和6年3月改訂

下 関 市

※初版 平成28年3月

目 次

はじめに	1
第1章 総 則	2
1 目的	2
2 計画の修正	2
3 用語の意味	2
第2章 避難計画	
1 津波浸水想定区域及び津波到達予想時間の設定	3
瀬戸内海側の津波浸水想定区域図	4
日本海側の津波浸水想定区域図	5
2 避難対象地域	6
表1 避難対象地域一覧表（南海トラフ巨大地震）	6
表2 避難対象地域一覧表（日本海大規模地震）	7
3 緊急避難場所及び避難目標地点	8
4 避難経路等	14
5 津波避難ビル等	14
6 避難困難地域	15
第3章 初動体制	16
1 職員の参集	16
(1) 職員の配備基準	16
(2) 職員の参集	16
(3) 職員参集上の留意事項	18
2 津波に関する情報の収集	18
3 津波に関する情報の伝達・周知	20
4 津波予報等の周知	21
5 避難誘導等に従事する者の安全確保	21
6 被害情報の収集	23
第4章 避難指示等	23
第5章 避難行動要支援者の避難対策	24
1 避難行動要支援者の範囲	24
2 情報伝達	24
3 避難時の支援	24
第6章 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策	25
第7章 津波防災対策の啓発・訓練	25
第8章 地域津波避難計画	26

はじめに

下関市は、瀬戸内海（周防灘と関門海峡）と日本海（響灘）に面しており、従前から津波災害の対策が継続的に検討、実施されてきました。

そうした中、平成23年3月に発生した東日本大震災では、東北地方から関東地方にかけて、太平洋側に大きな津波が襲来し、甚大な被害が発生しました。

これまでの想定を大きく超える津波によって、多くの尊い命が失われた一方で、日頃から津波に対する訓練を繰り返し、大きな揺れが発生したらすぐに避難するという意識が徹底されていた地域では、多くの命が救われ、揺れたらすぐに逃げるといったことの重要性が、改めて確認されました。

また、平成23年12月には国の防災基本計画の修正が行われ、特に津波対策の強化を進めていくことに重点が置かれ、平成25年12月には山口県から瀬戸内海沿岸、そして平成27年3月には日本海沿岸のそれぞれ詳細な津波浸水想定が公表され、本市にあっても沿岸部における津波浸水想定区域が明確となったことから、今後津波対策の強化をさらに図っていく必要があります。

特に、人的被害を防ぐためには、強い揺れや弱くてもゆっくりとした長い揺れを感じた場合、「迅速に安全な高台等へ避難する」という津波からの避難行動が極めて重要となります。

このためには、津波避難における本市の基本的な対応を明確にしておくほか、何よりも住民自身の津波からの避難に対する高い意識が欠かせません。

本市では、津波対策のうち効果の高い「住民の避難行動」を推進するために、津波避難のための基本的な計画を作成しました。

今後もこの計画は、必要に応じて修正を加えながら有事の際、市民の皆様等の避難行動が迅速かつ適切に行われ、津波による人的被害の皆無を目指すものです。

第1章 総則

1 目的

本計画は、将来発生が予測される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間、津波から住民の生命、身体の安全を確保するための避難対策を定めることを目的とします。

2 計画の修正

本計画は、法令や地域防災計画等の改正、また、今後の土地の利用状況等の変化など、必要に応じて適宜修正を行います。

3 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりです。

(1) 津波浸水想定区域

最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したとき、浸水が想定される区域をいいます。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき本市が設定します。

(3) 避難困難地域

避難対象地域のうち、徒歩を前提とする避難行動では、津波の到達時間までに避難対象地域の外（避難の必要のない安全な地域）に避難することが困難な地域をいいます。

(4) 避難路

避難するための経路で、本市が指定するものをいいます。

※本市では、津波浸水想定区域外の安全度の高い区域（海拔10m以上）を津波ハザードマップに表示しています。

(5) 避難経路

避難するための経路で、住民等が設定するものをいいます。

※避難路及び避難経路を総称して、「避難経路等」と表します。

(6) 緊急避難場所

津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などで、本市が指定します。原則として避難対象地域の外に定めます。

(7) 避難目標地点

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいいます。

住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする場所であり、必ずしも緊急避難場所とは一致しません。

(8) 津波避難ビル等

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が、津波から一時的または緊急に避難する施設で、強固な高層建物等をいいます。必要に応じて避難対象地域内の建物等を本市が指定します。

第2章 避難計画

1 津波浸水想定区域及び津波到達予想時間の設定

本市では、山口県が公表した津波浸水想定の結果に基づき、次のとおり瀬戸内海側と日本海側に区分した設定とします。

なお、津波は地震の発生場所、規模等により予想時間よりも早く到達することがあるので、避難に当たっては津波到達予想時間にとらわれることなく、迅速な避難が必要です。

(1) 瀬戸内海側地震（津波浸水想定区域図は4頁掲載）

想定地震	最高津波水位 ※1	海面変動影響開始時間 ※2	最高津波水位到達時間
南海トラフ巨大地震	海拔3.8m	1時間45分後	4時間5分後
周防灘断層群地震	海拔2.4m	54分後	57分後

(2) 日本海側地震（津波浸水想定区域図は5頁掲載）

想定地震	最高津波水位 ※1	海面変動影響開始時間 ※2	最高津波水位到達時間
西山断層及び北方延長部	海拔3.7m	30分後	50分後
見島付近西部断層	海拔2.4m	33分後	35分後

※1 市町村ごとに設定している主要な港湾・漁港等（代表地点）での最高津波水位。代表地点が複数ある場合は、高い値を採用。

※2 海面変動影響開始時間とは、代表地点で地震発生直後海面に±20cm（海辺にいる人の人命に影響がでるおそれのある水位の変化）の変動が生じるまでの時間です。

○詳細な説明については、平成25年12月24日公表山口県 津波浸水想定（瀬戸内海沿岸）について（解説）及び平成27年3月27日公表山口県 津波浸水想定（日本海沿岸）について（解説）参照。

※ 瀬戸内海側地震の津波浸水想定区域図



※ 日本海側地震の津波浸水想定区域図



2 避難対象地域

山口県が作成公表した津波浸水想定図を参考に、津波浸水想定区域内を避難対象地域に設定します。

表1 避難対象地域一覧表（瀬戸内海側地震）

対象地区	避難対象地域	対象世帯数	対象人数
吉田地区	吉田河川公園	0	0
王喜地区	白崎1.2.3.4丁目、宇津井1.2.3丁目、王喜本町3.4.5.6丁目、松屋本町4.5丁目、木屋川南町2.4丁目、木屋川本町5丁目、松屋東町1丁目、工領開作	145	325
小月地区	駅前1丁目、茶屋1.2丁目、本町1.2丁目、南町、小島1.2丁目、京泊、西の台	419	957
清末地区	東町1.2.3.4.5.6丁目、鞍馬2.3丁目、中町2.3丁目、五毛1丁目、千房2.3丁目、大字清末	315	753
王司地区	神田5.6丁目、本町1.2.3.4.6丁目、川端1.2.3丁目、乃木浜1.2.3丁目、千鳥浜町、亀浜町	71	175
長府地区	ゆめタウン、才川1.2丁目、扇町、松小田東町、江下町、港町、南之町、侍町2丁目、東侍町、宮崎町、外浦町、黒門南町、黒門町、大字豊浦村、浜浦町、高場町、前田1.2丁目	9	19
本庁地区	みもすそ川町、壇之浦町、阿弥陀寺町、中之町、唐戸町、南部町、観音崎町、あるかぼ一と、岬之町、細江町2.3丁目、細江新町、東大和町1.2丁目、大和町1.2丁目、伊崎町1.2丁目、筋が浜町、筋川町、金比羅町、汐入町、武久町2丁目	34	69
彦島地区	海士郷町、老町1.2丁目、老の山公園、本村町3.6丁目、江の浦町6.7丁目、弟子待町2.3丁目、田の首町1.2丁目、塩浜町1.2.4丁目、福浦町1丁目、迫町6.7丁目、西山1.2.3.4.5丁目、竹ノ子島町、大字彦島、大字六連島	48	105
川中地区	新垢田西町2丁目	0	0

合計 1,041世帯
2,403人

表2 避難対象地域一覧表（日本海側地震）

対象地区	避難対象地域	対象世帯数	対象人数
吉田地区	吉田河川公園	0	0
王喜地区	白崎1.2.3.4丁目、宇津井1丁目、松屋本町4丁目、松屋東町1丁目、工領開作	8	20
小月地区	南町、小島1丁目	109	283
清末地区	東町1.2.3.4.5.6丁目、中町2.3丁目、大字清末	134	311
王司地区	乃木浜1.2.3丁目、千鳥浜町	5	8
長府地区	ゆめタウン、才川1丁目、東侍町、宮崎町、外浦町、黒門町、浜浦町、高場町、前田1.2丁目	0	0
本庁地区	壇之浦町、唐戸町、細江町2丁目、東大和町1.2丁目、大和町1.2丁目、伊崎町1.2丁目、筋が浜町、筋川町、金比羅町、汐入町、武久町2丁目	48	97
彦島地区	海士郷町、老町1.2丁目、老の山公園、本村町3.6丁目、江の浦町6.7丁目、弟子待町2.3丁目、田の首町1.2丁目、塩浜町1.2.4丁目、福浦町1丁目、迫町6.7丁目、西山1.2.3.4.5丁目、竹ノ子島町、大字彦島、大字六連島	43	95
川中地区	新垢田西町2.3.4丁目、新垢田北町、大字垢田、綾羅木南町2.3丁目、綾羅木本町6.7丁目、綾羅木新町2丁目	0	0
安岡地区	梶栗町1.2丁目、富任町1丁目、安岡駅前2丁目、安岡本町1.3丁目、横野町2.3.4丁目、大字福江	99	227
吉見地区	大字吉見下、古宿町、本町1.2丁目、新町1.2丁目、永田本町1.2.3.4丁目、大字永田郷、大字吉母、大字蓋井島	515	1,059
豊浦地区	大字室津上、大字室津下、大字黒井、大字涌田後地、大字川棚、大字小串、大字宇賀	806	1,905
豊北地区	大字北宇賀、大字矢玉、大字神田上、大字神田、大字阿川、大字粟野、大字角島	1,002	2,279

合計 2,769世帯
6,284人

3 緊急避難場所及び避難目標地点

緊急避難場所及び避難目標地点は、次の点に留意し指定・設定します。

なお、避難目標地点に関しては、公表された津波浸水想定から海拔10m以上（下関市津波ハザードマップに表記）の地点を目標とします。

(1) 安全性

- ・避難対象地域から外れている、もしくは、津波に対して十分な安全性を持っている建築物かどうか。
- ・オープンスペース、もしくは、耐震性が確保されている建物かどうか。
建物を指定する場合は、昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物もしくは、耐震補強実施済みの建物を指定することを原則とします。
- ・周辺に山崩れや危険物の貯蔵庫等、危険箇所がないかどうか。

(2) 避難時間

- ・想定されている海面変動影響開始時間内で避難可能かどうか。

(3) 機能性

- ・避難する住民等に対し十分な広さが確保できるか。
- ・緊急避難場所（津波）であることが分かりやすく表示されているとともに、経路が分かりやすいか。
- ・オープンスペースの場合は、風雨を防ぐ施設等が利用できるかどうか。

表3 指定緊急避難場所 ※地震により開設不可の場合は【地震×】等標記あり

避難対象地区	指定緊急避難場所	収容人員	備考	海拔 (m)
吉田地区	吉田公民館 【地震×】	136	指定避難所	9.6
	吉田小学校	293	指定避難所	8.3
	長慶寺 【地震×】	100	指定避難所	8.5
王喜地区	王喜公民館 【地震×】	122	指定避難所	6.4
	王喜小学校	302	指定避難所	6.5
	木屋川中学校	331	指定避難所	4.0
	木屋川近隣公園	—	—	35.8
小月地区	小月公民館（2階以上）	275	指定避難所	3.3
	小月小学校	385	指定避難所	11.3
	小月公園	—	—	20.7
	小月宮の尾公園	—	—	15.9
清末地区	清末公民館 【地震×】	153	指定避難所	24.4
	清末小学校	267	指定避難所	21.0
	東部中学校	273	指定避難所	21.6
	清末公園	—	—	19.1

避難対象地区	指定緊急避難場所	収容人員	備考	海拔 (m)
王司地区	王司公民館	286	指定避難所	9.8
	王司小学校	327	指定避難所	4.7
	王司観音第2公園	—	—	14.3
	王司湯田1号公園	—	—	15.7
長府地区	長府公民館	220	指定避難所	3.3
	長府東公民館	273	指定避難所	5.6
	長府小学校	377	指定避難所	27.0
	豊浦小学校	468	指定避難所	5.6
	長府中学校	411	指定避難所	18.2
	長成中学校	708	指定避難所	33.1
	豊浦高等学校	510	指定避難所	5.1
	長府第二保育園 【地震×】	84	指定避難所	18.8
	長府第三保育園 【地震×】	63	指定避難所	4.9
	すみれ保育園	105	指定避難所	7.6
	西部高等産業技術学校	476	指定避難所	19.9
	長府武道館 【地震×】	232	指定避難所	13.3
	長府体育館	558	指定避難所	4.3
	関見台公園	—	—	24.5
	長府運動場	—	—	4.3
	千鳥ヶ丘2号公園	—	—	24.5
	長府扇町第1運動場	—	—	4.0
	扇町運動広場	—	—	5.3
	掛州公園	—	—	4.5
	陽向台公園	—	—	14.7
さつきヶ丘児童公園	—	—	43.5	
本庁地区	下関市民センター	353	指定避難所	16.8
	社会福祉センター 【地震×】	257	指定避難所	6.3
	勤労福祉会館 【地震×】	629	指定避難所	4.7
	生涯学習プラザ	271	指定避難所	2.4
	西部公民館 【地震×】	241	指定避難所	1.8
	北部公民館	338	指定避難所	19.1
	下関市民会館	3,771	指定避難所	16.8
	幡生保育園 【地震×】	114	指定避難所	7.5
	養治小学校	273	指定避難所	21.0
	名陵小学校	295	指定避難所	23.8
	旧王江小学校	243	指定避難所	24.9

避難対象地区	指定緊急避難場所	収容人員	備 考	海拔 (m)
本庁地区	文関小学校	3 2 2	指定避難所	16.1
	桜山小学校	2 6 1	指定避難所	10.4
	関西小学校	3 2 1	指定避難所	27.4
	生野小学校	3 0 9	指定避難所	11.2
	向山小学校	3 1 2	指定避難所	22.4
	山の田小学校	2 7 0	指定避難所	18.0
	日新中学校	2 7 0	指定避難所	30.4
	向洋中学校	3 9 7	指定避難所	20.7
	名陵中学校	2 5 2	指定避難所	27.4
	文洋中学校	2 4 9	指定避難所	26.5
	山の田中学校	3 2 8	指定避難所	25.8
	下関商業高等学校	4 2 0	指定避難所	23.4
	下関西高等学校	6 5 3	指定避難所	26.4
	下関南高等学校	5 5 1	指定避難所	23.8
	下関南総合支援学校	2 6 4	指定避難所	48.2
	下関市立大学	1,0 9 2	指定避難所	20.4
	下関市武道館	【地震×】 2 6 3	指定避難所	11.5
	本行寺	【地震×】 5 0	指定避難所	8.0
	茶山集会所 (憩の家隣)	2 7	指定避難所	15.6
	大和町漁港町内会事務所	【地震×】 3 0	指定避難所	2.1
	棕野町民館	【地震×】 4 0	指定避難所	26.3
	伝武館	【地震×】 4 0	指定避難所	4.2
	西の尾団地集会所	4 0	指定避難所	18.6
	大坪ふれあい会館	7 0	指定避難所	7.0
	複合福祉施設フロイデ金比羅	5 1	指定避難所	15.6
	学校法人河野学園	1 8 9	指定避難所	28.0
	旧神田小学校	—	—	20.7
	貴船公園	—	—	6.2
	幸町公園	—	—	5.1
	火の山公園	—	—	43.1
	下関市市民広場	—	—	4.7
	下関運動公園	—	—	20.0
	日和山公園	—	—	52.3
桜山近隣公園	—	—	27.3	
金比羅公園	—	—	56.0	
幡生宮の下近隣公園	—	—	5.7	

避難対象地区	指定緊急避難場所	収容人員	備 考	海拔 (m)
本庁地区	一里山公園	—	—	99.4
	三河公園	—	—	34.3
	武久永命寺公園	—	—	16.2
	戦場ヶ原公園	—	—	55.8
	権現山公園	—	—	84.8
彦島地区	彦島公民館	4 1 5	指定避難所	3.2
	玄洋公民館【地震時グラウンドのみ】	4 3 3	指定避難所	2.2
	江浦小学校	3 0 6	指定避難所	3.9
	角倉小学校	3 4 8	指定避難所	8.9
	本村小学校	2 6 8	指定避難所	8.7
	西山小学校	2 9 6	指定避難所	5.9
	向井小学校	2 9 6	指定避難所	29.6
	彦島中学校	2 7 2	指定避難所	19.8
	玄洋中学校	3 8 0	指定避難所	45.3
	下関中等教育学校	6 9 4	指定避難所	70.2
	彦島武道館 【地震×】	5 0 2	指定避難所	2.4
	山中町民館	5 0	指定避難所	11.5
	老町公会堂 【地震×】	4 0	指定避難所	2.6
	本村公会堂 【地震×】	5 0	指定避難所	3.7
	角倉町民館	5 0	指定避難所	4.4
	西山町自治会館	9 5	指定避難所	8.9
	船員宿舎 【地震×】	1 5	指定避難所	23.2
	フロイデ彦島	3 0	指定避難所	19.7
	特別養護老人ホームアイユウの苑	1 3 7	指定避難所	46.7
	彦島体育館	4 2 0	指定避難所	49.0
	老の山公園	—	—	101.0
	彦島地区公園	—	—	46.5
	彦島南公園	—	—	59.3
京野第2公園	—	—	21.3	
福浦第2公園	—	—	20.5	
川中地区	川中公民館	4 5 6	指定避難所	5.4
	川中公民館分館 【地震×】	1 1 1	指定避難所	5.4
	川中小学校	3 9 3	指定避難所	5.3
	川中西小学校	2 7 6	指定避難所	6.5
	垢田小学校	3 3 7	指定避難所	19.5
	熊野小学校	4 1 1	指定避難所	30.1

避難対象地区	指定緊急避難場所	収容人員	備考	海拔 (m)
川中地区	川中中学校	7 2 2	指定避難所	3.9
	垢田中学校	4 1 1	指定避難所	41.2
	垢田体育館	1 7 3	指定避難所	17.8
	垢田公会堂	1 0 0	指定避難所	14.6
	市立考古博物館	2 0 0	指定避難所	13.2
	川中武道館 【地震×】	1 5 1	指定避難所	4.3
	新垢田南公園	—	—	29.0
	綾羅木 1 号公園	—	—	4.5
	綾羅木郷遺跡公園	—	—	15.0
	えのき公園	—	—	20.0
	川中東部公園	—	—	22.5
安岡地区	安岡公民館 【地震×】	2 8 9	指定避難所	2.9
	安岡小学校	4 0 0	指定避難所	9.4
	安岡中学校	3 3 9	指定避難所	6.8
	下関工科高等学校	4 7 4	指定避難所	6.3
	県立下関武道館 (柔道場)	2 1 3	指定避難所	20.7
	安岡地区公園	—	—	5.5
	下関北運動公園	—	—	17.8
吉見地区	吉見公民館 【地震×】	1 9 1	指定避難所	5.1
	吉母公民館 【地震×】	7 7	指定避難所	8.5
	吉見小学校	3 2 6	指定避難所	6.0
	吉母小学校	2 9 3	指定避難所	5.6
	蓋井小学校	2 5 3	指定避難所	7.7
	吉見中学校	3 3 1	指定避難所	2.0
	吉見体育館	3 3 4	指定避難所	8.7
	水産大学校	2 8 5	指定避難所	2.0
	吉見近隣公園	—	—	12.0
豊浦地区	川棚公民館 【地震×】	6 2 4	指定避難所	6.7
	宇賀小学校	2 6 9	指定避難所	33.0
	小串小学校	2 0 2	指定避難所	10.6
	川棚小学校	3 6 5	指定避難所	6.4
	誠意小学校	1 9 7	指定避難所	10.2
	室津小学校	2 6 2	指定避難所	3.3
	豊洋中学校	2 2 5	指定避難所	4.4
	夢が丘中学校	1 0 0	指定避難所	9.0
	豊浦夢が丘スポーツセンター	1,3 3 5	指定避難所	19.0

避難対象地区	指定緊急避難場所	収容人員	備考	海拔 (m)
豊浦地区	豊浦総合支援学校	195	指定避難所	3.0
	双葉保育園	118	指定避難所	22.6
	宇賀ふれあいセンター	523	指定避難所	36.2
	とんがりぼうし豊浦	108	指定避難所	26.0
	豊浦勤労青少年ホーム	353	指定避難所	5.4
	豊浦多世代交流センター	94	指定避難所	31.0
	川棚温泉交流センター	414	指定避難所	36.3
	大河内交流センター	26	指定避難所	77.0
	小野ふれあいセンター	33	指定避難所	67.0
	夢ヶ丘公園	—	—	17.0
	リフレッシュパーク豊浦	—	—	45.2
	豊洋運動公園	—	—	17.3
豊北地区	豊北総合支所	59	指定避難所	58.0
	神玉公民館	136	指定避難所	18.0
	阿川公民館	105	指定避難所	9.0
	栗野公民館	145	指定避難所	14.0
	滝部公民館	183	指定避難所	59.0
	豊北小学校	265	指定避難所	55.0
	旧神玉小学校	220	指定避難所	16.0
	旧阿川小学校	220	指定避難所	8.0
	旧栗野小学校	188	指定避難所	10.0
	豊北中学校	616	指定避難所	103.0
	下関北高等学校	401	指定避難所	57.0
	角島開発総合センター	175	指定避難所	55.0
	豊北生涯学習センター	1,098	指定避難所	21.0
	田耕農林漁家婦人活動促進センター	94	指定避難所	50.0
	豊北体育センター	390	指定避難所	64.0
	豊北総合運動公園	90	指定避難所	85.0
	旧田耕小学校	—	—	42.0
	旧二見小学校	—	—	15.3
旧角島小学校	—	—	3.0	

4 避難経路等

避難経路等は次の点に留意し指定・設定します。

※避難路は原則幅員 3 m以上の道路で市が必要に応じて指定、避難経路は住民各位の居住地周辺の実情に応じて設定するものとします。

なお、指定・設定された避難経路等は、避難の際、常に安全が保障されたものではなく、災害の進展によっては避難者本人の状況判断が必要です。

したがって、避難の時期を失した等の場合は、自宅等に留まり「垂直避難」等により身を守ることも考える必要があります。

(1) 安全性

- ・避難する住民数を考慮した幅員が確保されているかどうか。
- ・山崩れ、建物やブロック塀の倒壊、落下物等の危険性が低いかどうか。
- ・液状化の危険性が低いかどうか。
- ・橋梁を使用する場合は、耐震性が確保されているかどうか。
- ・海岸沿いや、河川沿いの道路を避けるルートが設定されているかどうか。
- ・津波に向かって避難することのないルートが設定されているかどうか。
- ・指定した避難路を使用できなくなった場合、他の道路を利用した避難が行えるかどうか。特に、防潮堤や橋梁等、避難の障害となる可能性がある部分については、慎重に検討を行う。

(2) 避難のしやすさ

- ・日々の生活で使い慣れている道路かどうか。
- ・緊急避難場所まで、分かりやすい道順となっているかどうか。

(3) 機能性

- ・誘導標識が適切に配置されているかどうか。
- ・階段や急な坂道等には、手すり等が設置されているかどうか。

5 津波避難ビル等

津波避難ビル等の指定は、「津波避難ビル等に関するガイドライン（平成17年、内閣府〔防災担当〕）」及び「津波避難ビル等の構造上の解説（平成24年、国土交通省国土技術政策総合研究所）」に従うとともに、次の点に留意し避難困難地域内に必要に応じて指定します。また、所有者・管理者と避難時の使用について必要な事項をあらかじめ協議しておくものとします。

(1) 安全性

- ・原則として、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造とし、想定される浸水深に応じた階数や、津波の進行方向の奥行きを考慮されているかどうか。
- ・耐震診断によって耐震安全性が確認されていること、又は、新耐震設計基準（昭和56年6月施行）に適合している建築物かどうか。

(2) 機能性

- ・緊急避難場所であることが分かりやすく表示されているとともに、進入口への円滑な誘導が可能かどうか。

6 避難困難地域

避難困難地域の設定条件については次の通りとし、今後の検証により設定した地域に対しては、必要に応じて津波避難ビル等の指定を行います。

(1) 海面変動影響開始時間

山口県が公表した海面変動影響開始時間を参考とします。

(2) 避難（歩行）速度

津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（総務省消防庁）から平均時速 3.6 km とします。

(3) 避難開始時間

実際に避難する場合、地震発生直後は揺れによる混乱や避難行動要支援者等への配慮、携行品の確認などにより、避難開始までに若干の時間を要することが考えられます。

しかし、あくまでも目標は高く設定すべき観点から地震発生後、5分後には避難を開始するものとします。

(4) 垂直移動時間

津波避難ビル等に係るガイドライン（内閣府）から階段、上り坂昇降速度を 0.2 1 m/s として、垂直移動時間を1分とします。

第3章 初動体制

1 職員の参集

職員は、津波注意報や津波警報（大津波警報含）が発表された場合は速やかに下記の配備基準により参集するものとします。

※津波予報区に含まれる各総合支所及び各支所

- ①瀬戸内海沿岸 ～ 彦島・長府・王司・清末・小月・王喜・吉田
- ②日本海沿岸 ～ 豊浦・豊北・彦島・川中・安岡・吉見

表4 (1) 職員の配備基準

配備基準	配備体制	配 備 課		支所等	職員参集基準
津波注意報	第1警戒体制	防災危機管理課 農林水産整備課 道路河川建設課 道路河川管理課	港湾局施設課 消防局警防課 消防局情報指令課	関係する 総合支所 ・支所	あらかじめ所属長が指名したものの
津波警報	第2警戒体制	防災危機管理課 秘書課 広報戦略課 総務部総務課 資産経営課 まちづくり政策課 福祉政策課 子育て政策課 保健医療政策課 産業振興課 農林水産整備課 道路河川建設課	道路河川管理課 住宅政策課 建築指導課 環境政策課 港湾局施設課 教育委員会教育政策課 教育委員会生涯学習課 上下水道局企画総務課 下水道施設課 ポータルレース事業課 消防局警防課 消防局情報指令課	関係する 総合支所 ・支所	あらかじめ所属長が指名したものの
大津波警報 (特別警報)	第3非常体制 (災害対策本部)	全職員による非常体制とする自主参集 (動員職員の配備区分は、災害の規模に応じ、災害対策本部長が指定する)			

(2) 職員の参集

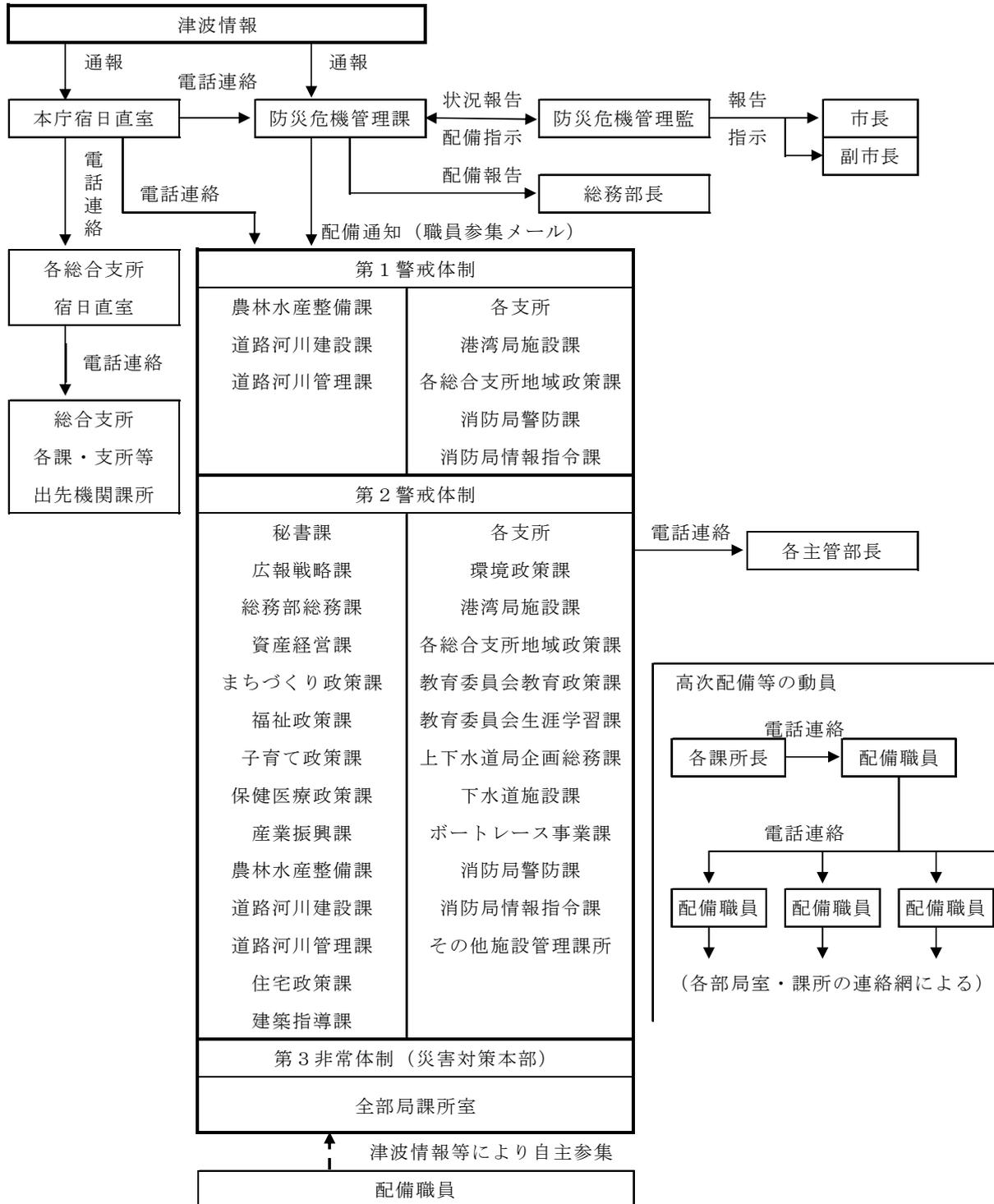
ア 勤務時間内における参集

職員は、勤務時間内に津波注意報、津波警報、又は大津波警報が発表された場合は、速やかに配備基準に基づき、災害対応業務に従事するものとします。

イ 勤務時間外における参集

職員は、勤務時間外に津波注意報、津波警報、又は大津波警報が発表された場合は、『下関市地域防災計画』に基づき所定の場所に参集するものとします。

なお、休日等閉庁時間帯の緊急連絡体制は、次のとおりとします。



(3) 職員参集上の留意事項

・職員は、あらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分認識し、災害発生のおそれがある場合、又は災害の発生を認知した時は、配備命令を待つことなく自主的に速やかに定められた場所に参加し、災害対応業務に従事しなければなりません。

ただし、定められた参加場所が津波浸水想定区域内にある場合、強い地震もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて、避難が必要であると認める時は、まずは各自がいる場所で避難行動支援を行い、自身も安全確保をした上で、安全が確認（参加場所の津波警報等が解除される等）されてから参加するものとします。

そのため、職員は参加場所や参加経路が津波浸水想定区域内どうか、参加場所周辺の標高がどのようになっているかを事前に把握しておくものとします。

・職員は、目視で分かる範囲で、参加途上における被災の状況を把握し、所属長又は配備体制責任者等に報告を行うものとします。

2 津波に関する情報の収集

(1) 気象庁等から収集する津波情報の種類、津波警報・注意報の種類は次のとおりです。

表5 津波情報の種類（出典：気象庁ホームページ）

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表します。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

表6 津波警報・注意報の種類（出典：気象庁ホームページ）

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで、3 mを超える場合	10 m超 (10 m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大地震の場合の発表	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難してください。
		10 m (5 m<予想される津波の最大波の高さ≤10 m)		
		5 m (3 m<予想される津波の最大波の高さ≤5 m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3 m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2 m≤予想される津波の最大波の高さ≤1 m)	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

(2) 海面監視による情報収集

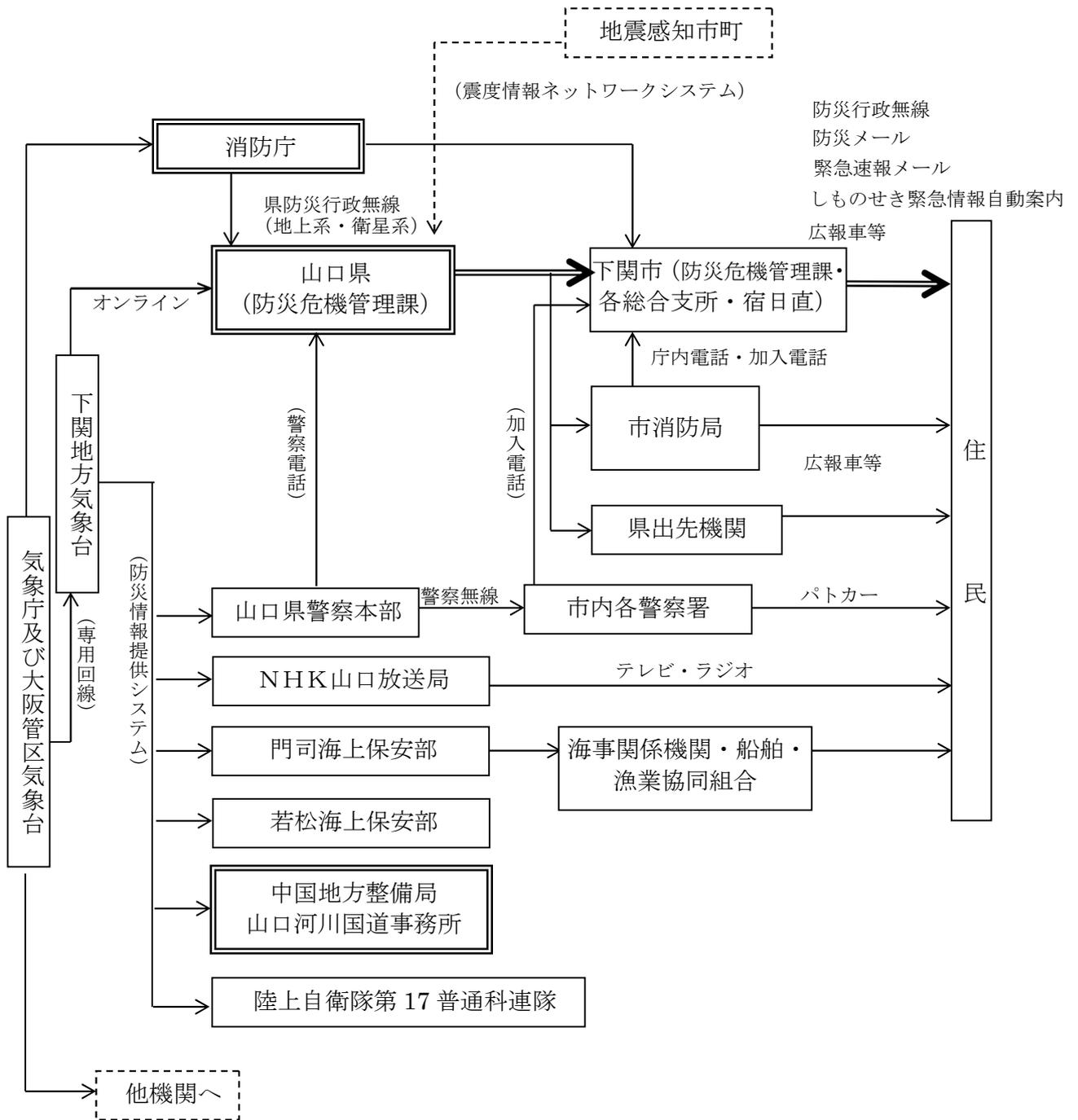
津波発生の危険性がある場合は、消防機関、消防団等と協力し海面監視による津波監視を行います。海面監視は安全な高台等から目視により行います。

3 津波に関する情報の伝達・周知

気象庁等から発表される地震による津波警報等の伝達系統は下図のとおりです。

※下関市地域防災計画から抜粋

地震、津波情報伝達系統図（気象庁からの地震、津波情報伝達系統図）



4 津波警報・注意報等の周知

津波警報・注意報の伝達系統及び伝達方法は、全国瞬時情報システム（J-ALERT）により、防災行政無線を自動起動させ、住民へ緊急情報を伝達します。

防災行政無線の補完的手段として、防災メール、緊急速報メール及び消防車、広報車等を用いて伝達を行います。

- (1) 津波警報・注意報を受けたとき又は市長が津波のおそれがあると認めたときは、津波警報・注意報等の情報を次の方法により、沿岸住民や海岸付近に滞在する観光客、釣り客等に対し、迅速な周知を行います。

伝達手段	伝達対象	伝達内容	実施担当
防災行政無線 防災メール 緊急速報メール Lアラート	住民 海岸付近滞在者	津波警報・注意報等 (解除含む) 避難指示等の内容	防災危機管理課
消防車 広報車	住民 海岸付近滞在者	津波警報・注意報等 (解除含む) 避難指示等の内容	消防局 消防団 関係課

- (2) 防災行政無線や広報車等で周知する際の内容は次のとおりとします。

①津波注意報が発表された場合

緊急放送、緊急放送。

こちらは、下関市です。

津波注意報が発表されたため、〇〇〇海沿岸に避難指示を発令しました。

海の中や海岸付近は危険です。直ちに海岸から離れて高い場所に避難してください。

②津波警報（又は大津波警報）が発表された場合

緊急放送、緊急放送。

こちらは、下関市です。

津波警報（又は大津波警報）が発表されたため、〇〇〇海沿岸に避難指示を発令しました。

直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。

5 避難誘導等に従事する者の安全確保

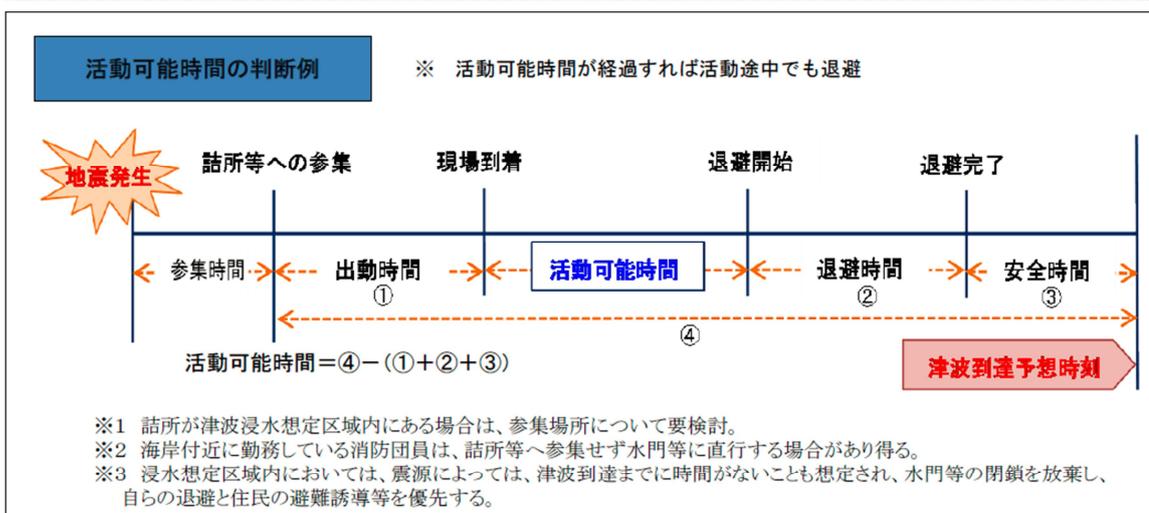
避難広報や避難誘導等を行う職員、消防職団員等の安全確保については、総務省消防庁が平成24年3月に取りまとめた「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」の中間報告書を参考に、次の事項に留意して、避難誘導等に従事する者の安全確保を最優先します。

- (1) 自らの命を守ることが最も基本であり、その上で避難誘導等を行うことを前提とします。
- (2) 津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立し、その内容について地域での相互理解を深めることや無線等の情報伝達手段を備える必要があります。
- (3) 避難行動要支援者の避難支援と、避難誘導等に従事する者の安全確保は、リードタイムが限られている津波災害時には大きな問題であり、避難行動要支援者及びその関係者自らも防災対策を検討するとともに、地域や行政においても支援のあり方を十分議論する必要があります。

【参考】消防庁「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」中間報告書（平成24年3月）

＜退避ルールの確立と津波災害時の消防団活動の明確化＞

- 退避の優先（津波到達予想時間が短い地域は退避が優先）
- 津波災害時の消防団活動の明確化
 - 関係機関や地域の協力を得て、消防団活動を真に必要なものに精査し、必要最小限に
 - 水門等の閉鎖活動の最小化⇒廃止や常時閉鎖等の促進、閉鎖作業の役割分担
 - 避難誘導活動等の最適化⇒住民の率先避難の周知・徹底、住民への情報伝達手段の整備、避難路、避難階段、緊急避難場所の整備など、津波に強いまちづくりを促進
- 津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成
 - 退避のルールを確立。住民に事前に説明、理解
 - 指揮命令系統（団指揮本部→隊長→団員）の確立 指揮者の下、複数人で活動
 - 水門閉鎖活動時などのライフジャケットの着用
 - 津波到達予想時刻を基に、出動及び退避に要する時間、安全時間を踏まえ、活動時間を設定。経過した場合は直ちに退避
 - 隊長等は、活動可能時間の経過前でも、危険を察知した場合は、直ちに退避命令



6 被害情報の収集

参集と同時に、被害情報の収集を開始します。

主な調査項目は次のとおりとします。

- (1) 要救助者の有無及び人、住家の被害状況
- (2) 農林水産被害調査
- (3) 港湾・商工業被害調査
- (4) 土木・道路被害調査
- (5) 教育被害調査
- (6) 復旧拠点地区の現状調査（応援部隊の待機場）

市長は、人身・家屋などに被害が発生した時は、直ちに知事に次の事項を報告します。

- ①発生日時
- ②発生場所
- ③被害の状況、応急措置の概要
- ④被災建築物応急危険度判定派遣要請の有無
- ⑤その他参考事項

第4章 避難指示等

津波が発生し、又は発生するおそれがあり、避難が必要と認める場合には、避難対象地域の居住者、滞在者、その他の者に対して、一刻も早い避難が必要であることから、基本的には「避難指示」の発令措置を行います。

発令基準は以下のとおりとし、津波到達予想時間を考慮して、早めに発令します。

種 別	基 準
避難指示	○津波注意報（津波高：0.2 m以上、1 m以下の場合）が発表された場合 ○津波警報（津波高：1 mを超え、3 m以下の場合、又は「高い」）が発表された場合 ○大津波警報（津波高：3 mを超える場合、又は「巨大」）が発表された場合 ○停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

※津波に対する避難情報は、津波の大小にかかわらず原則として「避難指示」を発令しますが、我が国から遠く離れたいわゆる「遠地地震」による津波のように、津波の到達までに相当の時間があるものについては、気象庁の「遠地地震に関する情報」に留意しながら、「高齢者等避難」の発令を検討します。

第5章 避難行動要支援者の避難対策

1 避難行動要支援者の範囲

在宅で災害時に自ら避難することが困難な者を基本として、次の要件の該当者をいいます。

- (1) 要介護状態区分が3～5を受けている高齢者
- (2) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く。）
- (3) 療育手帳Aを所持する者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者
- (5) 特定医療費（指定難病）支給認定受給者証所持者のうち、人工呼吸器を使用している者
- (6) 小児慢性特定疾病医療受給者証所持者のうち、人工呼吸器を使用している者
- (7) 医療的ケア児等の日常的に医療的ケアが必要な者
- (8) 自ら支援を希望し個人情報を提供することに同意した者
- (9) 災害時要援護者登録制度の登録者
- (10) 上記のほか災害発生時に支援が必要と認める者

2 情報伝達

- (1) 津波注意報・警報や避難指示などの伝達手段やその内容について、事前に避難行動要支援者及びその関係者の理解を深めるよう努めます。
- (2) 日頃から支援者等を通じて防災情報を伝達する手段の確立に努めます。

3 避難時の支援（避難誘導及び安否確認）

災害発生直後の避難行動要支援者の救助や避難誘導は、消防や警察等による体制が整うまでの間、地域における住民等の協力による方法が効果的であるため、避難行動要支援者の個別避難計画作成の推進を図ります。

避難行動要支援者の安否確認は、現地での情報の伝達や避難誘導を行うことで、一時的に確認ができるが、平常時に把握しておいた所在情報等に基づき、確認を行うことが望ましいです。

安否が確認できない避難行動要支援者については、本市が事前に作成した避難行動要支援者名簿を活用し、消防や警察等が迅速な安否確認や救助活動、また避難誘導を実施します。

自主防災組織（自治会）や消防団、民生委員、社会福祉協議会等と連携を図り、避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、日頃から地域で支えあうための仕組みづくりを進めます。

第6章 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策

1 情報伝達

津波浸水想定区域内にある観光施設や、宿泊施設の管理者に対し、伝達手段の確保を図るとともに、利用者に対する情報の伝達マニュアル及び避難計画を定めておくよう指導に努めます。また、屋外にいる者に対しては、防災行政無線や防災メール、消防車や広報車等により津波情報等の伝達を行います。

2 津波注意看板・避難誘導標識等の設置

観光客や地理不案内な外来者等への津波対策として、津波注意看板のほか、標高表示、避難誘導や避難場所を示した標識等の設置に努めます。

3 釣り客等への啓発

釣り客等に対して、津波に対する心得、津波の危険性などを記載したチラシを、釣具店等で配布するなど、関係事業者と連携して啓発を行うよう努めます。

第7章 津波防災対策の啓発・訓練

1 啓発

津波から命を守る最も重要な対策は、津波から逃げることであり、住民の津波避難意識を高めるため、市の広報やホームページ、出前講座などにおいて津波の特性、避難時の心得、避難方法などについて啓発を行います。

2 訓練

津波から迅速に避難できる体制を確立するため、訓練の実施に当たっては、気候条件の異なる時期や夜間に実施するなど、様々な条件を設定し、より実践的な避難訓練や情報伝達等の訓練を実施するよう努めます。

(1) 避難訓練

自主防災組織（自治会）等と連携し、住民が主体となった避難訓練の実施について、積極的に働きかけます。

(2) 情報伝達訓練

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、伝達機器の操作方法、住民への情報周知等の訓練を定期的実施するよう努めます。

第8章 地域津波避難計画

地域ぐるみで津波から円滑な避難ができるように、津波浸水想定区域内にあるすべての自主防災組織（自治会）等が、下記の内容等が記載された地域津波避難計画を作成するよう働きかけると共に、ワークショップの開催や情報提供など必要な支援を行います。

- ・津波浸水想定区域（津波ハザードマップに記載）
- ・津波到達予想時間
- ・避難目標地点（津波ハザードマップに表記する標高10mを目処）
- ・避難経路等
- ・避難先（津波ハザードマップに記載）
- ・避難の方法
- ・避難行動要支援者の避難支援
- ・避難訓練
- ・地震、津波避難の心得と備え